

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名 (事業所番号)	医療法人社団黎明会 アール訪問看護ステーションねりま (1367198351)
所在地	東京都練馬区豊玉北 5-12-9 パレスシノ 1階
電話番号	03-5946-4321
FAX 番号	03-5946-4331
サービスを提供する地域	<p>《 練馬区 》 豊玉上 1～2 丁目・豊玉北 1～6 丁目・豊玉中 1～4 丁目 豊玉南 1～3 丁目・練馬 1～4 丁目・向山 1～4 丁目 中村 1～3 丁目・中村北 1～4 丁目・中村南 1～3 丁目 桜台 1～6 丁目・早宮 1～4 丁目・春日町 1～6 丁目 平和台 1～4 丁目・氷川台 1～4 丁目・羽沢 1～3 丁目 小竹町 1～2 丁目・旭丘 1～2 丁目・貫井 1～5 丁目 富士見台 1～4 丁目・高松 1～4 丁目</p> <p>《 中野区 》 上鷺宮 1～5 丁目・丸山 1～2 丁目・江古田 1～4 丁目 鷺宮 1～6 丁目・江原町 1～3 丁目・白鷺 1～3 丁目 若宮 1～3 丁目・野方 2～6 丁目・沼袋 1～4 丁目 松ヶ丘 1～2 丁目・新井 3～5 丁目・大和町 2、4 丁目</p> <p>※ 上記の地域以外にご相談下さい。</p>

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	合計	業務内容
管理者	看護師	1名	1名	従業者及び業務の管理
看護師	看護師	2名以上	2名以上	訪問看護の業務にあたる
事務職員		1名	1名	

(3) サービスの提供時間

営業日	平日 (月～金) ※ 土日・祭日・年末年始は休業とさせていただきます。
営業時間	9:00 ～ 17:30 ※ 24時間対応体制

2. 当事業所の訪問看護の特徴等

- (1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (2) 自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- (4) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- (5) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- (6) 指定訪問看護の提供に当たっては、ステーションの看護師、理学療法士又は作業療法士によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行わないものとします。
- (7) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

3. 訪問看護サービス内容（主に行うサービスにチェック記入）

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 療養生活や介護方法の指導
- (3) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (4) 食事および排泄等日常生活の世話
- (5) 褥創の予防・処置
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 終末期患者の看護
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 服薬管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) リハビリテーション

サービス内容

機能訓練	関節可動域訓練、筋力強化訓練、バランス機能訓練、呼吸訓練、等
ADL 訓練	寝返り・起き上がり・立ち上がり・歩行訓練、食事・排泄・整容・衣服着脱・入浴動作訓練、等
住宅改修・福祉用具の検討や指導	手すり、スロープ、その他住宅改修等の相談・検討・指導 杖、歩行器、トイレ用品、入浴用品等の相談・検討・指導
介護相談・指導	ご家族様、ヘルパー等への介助・介護指導

4. 利用料金

(1) 別紙参照

(2) 交通費

上記のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) 保険適応外の利用料金について 別添参照：『保険適応外のご利用料金の案内』

支給限度額以外での訪問、営業日以外・営業時間外、施設等への訪問は自費による料金請求となる場合があります。

(4) 料金支払方法

口座振替をさせて頂いております。「申込書」および「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」に必要事項の記入と銀行印を捺印し、訪問時スタッフに渡してください。

5. サービスの利用方法

(1) まずは、お電話またはご来所によりお申し込み下さい。当事業所の職員がご相談に応じます。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

(ア) お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の10日までにお申し出下さい。

(イ) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了10日前に文書で通知します。

(ウ) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了させていただきます。

- ① お客様が介護保険施設に入所した場合
- ② 介護保険給付でサービスを受け入れていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 入院や施設入所により2ヶ月以上サービスを休止する場合
- ④ 主治の医師が、訪問看護を不要と判断した場合

(エ) その他

- ① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様・ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ② お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんな些細な事でも構いませんので、次の窓口までお申し付けください。

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 黒田 陽子 【看護師】
電 話 03-5946-4321
受付日 平日（但し、土日・祭日・年末年始を除く）
受付時間 午前9時～午後5時30分

(2) 練馬区役所

担当 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局（練馬区役所西庁舎3階）
電話 03-3993-1344
受付日 月曜～金曜（祝日休日を除く）
受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(3) 中野区役所

担当 中野区介護保険分野事業者指導調整担当（中野区役所2階8番窓口）
電話 03-3228-8878

(4) 国民保険団体連合会

担当 介護保険部相談指導課相談窓口
電話 03-6238-0177
受付日 平日（但し、土日・祭日・年末年始を除く）
受付時間 午前9時～午後5時

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族・介護支援専門員等へ連絡を致します。また、主治医に連絡が困難な場合等は、救急車搬送などの必要な処置を致します。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの区市町村・ご家族・居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な借置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより損害賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

9. 社会情勢及び天災時の対応

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当事業所の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

10. ハラスメント処理

当事業所は、職員間、利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの要望・苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとしています。

11. 虐待の防止

当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知しています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施しています。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。
- (5) 新規職員採用時、3か月以内に研修を実施しています。

当事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとしています。

12. 業務継続計画

当事業所は感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしています。

また、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に1回以上実施するものとし、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとしています。また、**新規職員採用時は、速やかに研修を実施しています。**

13. 衛生管理

当事業所の管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めています。また、管理者は、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとしています。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年に1回以上実施しています。

(4) 新規職員採用時、速やかに研修を実施しています。

14. 秘密保持と個人情報の保護について

当事業所は、サービス提供をする上で知り得た秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。またこの秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、利用者やその家族の個人情報を予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で用いませぬ。利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

15. 当法人の概要

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団 黎明会 |
| (2) 法人の所在地 | 東京都豊島区南大塚3-34-6 南大塚エースビル 401 |
| (3) 電話（代表） | 03-3984-2246 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 石井 信一 |

16. ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等の確認をさせていただきます。これらの書類について内容の変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- やむを得ず訪問の予定を変更される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。
- 医療保険においてリハビリの訪問サービスをご利用の際、同じ日に医師、看護師の訪問があった場合、保険請求が認められない事があるため、保険適応外の料金請求となる事があります。つきましては、事前に同日の訪問になる可能性があることがお分かりの場合は早めにご連絡下さい。

《別紙》

『利用料金のご案内』

(1) 基本利用料

【介護保険の場合】

介護保険サービスを利用した場合のお客様が負担する利用料は、原則として①基本料金と②付加料金を合計した額の1割～3割となります。但し、②付加料金については、該当となる場合にのみ加算されます。

また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

① 基本料金：

	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
看護師が行う 訪問看護	314単位/回 1割負担 358円 2割負担 716円 3割負担 1,074円	471単位/回 1割負担 537円 2割負担 1,074円 3割負担 1,611円	823単位/回 1割負担 939円 2割負担 1,877円 3割負担 2,815円	1,128単位/回 1割負担 1,286円 2割負担 2,572円 3割負担 3,858円
理学療法士等 が行う訪問看護	※1日に3回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定 ※1週間に6回を限度			1回あたり294単位/回 (1回あたり20分以上) 1割負担 336円 2割負担 671円 3割負担 1,006円

* 早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）訪問は1.25倍、

深夜（午後10時～翌朝6時）訪問は1.5倍の料金となります。

* 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

* 准看護師の訪問看護、所定単位数の90/100の料金となります。

② 付加料金：お客様の状態・症状により以下の利用料金が加算されます。

	内容	利用料
特別管理加算Ⅰ (1ヶ月に1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態	500単位 1割負担 570円 2割負担 1,140円 3割負担 1,710円
特別管理加算Ⅱ (1ヶ月に1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250単位 1割負担 285円 2割負担 570円 3割負担 855円
緊急時訪問看護加算Ⅰ (1ヶ月に1回)	24時間連絡体制にあつて、必要に応じて計画にない緊急時訪問を行なう場合の加算	600単位 1割負担 684円 2割負担 1,368円 3割負担 2,052円
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者で、1回の時間が1時間30分を超える場合の加算	300単位/回 1割負担 342円 2割負担 684円 3割負担 1,026円
複数名訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ	同時に複数の看護師や看護補助者により訪問看護を行う場合の加算	I 30分未満 I 30分以上
		254単位 1割負担 290円 2割負担 579円 3割負担 869円 402単位 1割負担 459円 2割負担 917円 3割負担 1,375円
		II 30分未満 II 30分以上
		201単位 1割負担 230円 2割負担 459円 3割負担 688円 317単位 1割負担 362円 2割負担 723円 3割負担 1,084円

退院時共同指導加算	入院中に看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合の加算	600 単位 1 割負担 684 円 2 割負担 1,368 円 3 割負担 2,052 円
初回加算 I	新規に訪問看護計画を作成し、退院日に訪問看護を提供した場合の加算	350 単位 1 割負担 399 円 2 割負担 798 円 3 割負担 1,197 円
初回加算 II	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合の加算	300 単位 1 割負担 342 円 2 割負担 684 円 3 割負担 1,026 円
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合の加算	250 単位/回 1 割負担 285 円 2 割負担 570 円 3 割負担 855 円
ターミナルケア加算		2500 単位 1 割負担 2,850 円 2 割負担 5,700 円 3 割負担 8,550 円
看護体制強化加算 I・II	高度な医療を望むご利用者様に対して、訪問看護体制を整え、かつ提供した場合の加算	I. 550 単位 1 割負担 627 円 2 割負担 1,254 円 3 割負担 1,881 円 II. 200 単位 1 割負担 228 円 2 割負担 456 円 3 割負担 684 円
サービス提供体制強化加算 I・II		I. 6 単位/回 1 割負担 7 円 2 割負担 14 円 3 割負担 21 円 II. 3 単位/回 1 割負担 4 円 2 割負担 7 円 3 割負担 11 円

※介護保険支給限度枠を超えて訪問看護を利用する場合、自費での費用請求が発生いたします。

《別紙》

【医療保険の場合】

◆基本料金

利用料の種類		利用料
訪問看護管理療養費	(月の初日)	7,670 円
訪問看護管理療養費 1・2	1 (2 日目以降)	3,000 円
	2 (2 日目以降)	2,500 円
訪問看護基本療養費 I	(1 回の訪問は 1.5 時間が限度) 週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日目以降	6,550 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3	(月の初日)	8,700 円
	1 (2 日目以降)	3,000 円
	2 (2 日目以降)	2,500 円

◆厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、1 日の訪問回数が複数回になる場合、以下の料金が加算されます。

難病等複数回訪問加算	2 回/日	4,500 円
	3 回以上/日	8,000 円

◆お客様の症状により以下の料金が加算されます。

24 時間対応体制加算イ (1 月につき) 1 回/月	6,800 円/月 1 回	
退院時共同指導加算 (1 回、がん末期等は 2 回)	8,000 円	
+ 特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者)	2,000 円	
退院支援指導加算 (退院日)	6,000 円 (別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合: 8,400 円)	
在宅患者連携指導加算	3,000 円/月 1 回	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回)	2,000 円/回	
緊急訪問看護加算 イ (月 14 日目まで)	2,650 円/日	
緊急訪問看護加算 ロ (月 15 日目以降)	2,000 円/日	
特別管理加算	① 5,000 円/月	
	② 2,500 円/月	
長時間訪問看護加算	5,200 円/週 1 回	
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	
複数名訪問看護加算 (看護師等と訪問)	4,500 円	
	(准看護師等と訪問)	3,800 円
	(その他職員と訪問)	3,000 円
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	
深夜訪問看護加算	4,200 円	
訪問看護情報提供療養費 1. 2. 3	1,500 円/月	
乳幼児加算 (6 歳未満)	1,300 円/1 日	
乳幼児加算 (6 歳未満) 厚生労働大臣が定め者	1,800 円/1 日	

《別紙》

『保険適応外のご利用料金のご案内』

【自費での訪問看護】

1回のご利用時間	お客様負担額
30分未満	5,455 円(税込 6,000 円)
30分以上60分未満	10,000 円(税込 11,000 円)
60分以上90分未満	13,637 円(税込 15,000 円)

【交通費】

当ステーションの営業日以外や営業時間以外の時間に訪問看護を行う場合、下記の料金を加算請求します。

お客様ご負担額 (距離に関わらず 一律)	500 円(税込 550 円)
-------------------------	-----------------

【エンゼルケア料】

お客様ご負担額	15,000 円 (税込 16,500 円)
---------	------------------------

【キャンセル料】

お客様ご負担額 (前日 17 時以降のご連絡)	2,000 円 (税込 2,200 円)
----------------------------	----------------------

【注意】

※医療保険においてリハビリの訪問サービスをご利用の際、同じ日に医師、看護師の訪問があった場合、保険請求が認められない事があるため、自由契約による料金請求となる事があります。

ご利用者様各位

H25年1月吉日

訪問看護指示書について

- ◆ 訪問看護指示書は、訪問看護サービスご利用にあたり、必要な書類です。ご利用者様のかかりつけ医が訪問看護師に対して指示や注意することなどを記載した書類です。
- ◆ その書類が発行されると、各医療機関において指示書料金が発生します。料金は各種保険に応じて異なりますので、料金に関するご確認は、医療機関でお願いいたします
- ◆ 指示期間はかかりつけ医が定めるもので、指示書発行の都度、指示書料金がかかります。
- ◆ 指示書の継続に際しましては、ご利用者様またはご家族様に書類の受け取り等でご協力をお願いすることもあります。ご了承ください。

以上、訪問看護指示書についてのお知らせです。今後もご利用者様が、安心して在宅生活が継続できますように、訪問看護師がお手伝いさせていただきたいと存じます。

発行元

練馬区訪問看護ステーション連絡会

<個人情報の保護と取り扱いについて>

①利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

年 月 日

指定訪問看護ステーションの提供の開始に際し、本書面に基づき個人情報の保護について説明を行いました。

事業所 アール訪問看護ステーションねりま

所在地 〒176-0012 東京都練馬区豊玉北 5-12-9 パレスシノ 1階

管理者名 黒田 陽子

私は、本書面に基づいて事業者から個人情報の保護の説明を受け、以下、第三者への情報の提供に同意しました。

- サービス担当者会議
- 他の医療機関・介護機関との連携
- 家族等への状況説明
- 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- 市町村等への情報提供

利用者氏名

代理人氏名

(続柄)

ご家族氏名

(続柄)

指定居宅サービス利用同意書

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所名称 アール訪問看護ステーションねりま

管理者（所長） 黒田 陽子

私は、本書面により、事業所から（介護・医療）による訪問看護についての重要事項の説明を受け、以下のサービスについて同意いたします。

（介護・医療共通）	
<input type="checkbox"/> 看護師による訪問看護	
<input type="checkbox"/> 理学療法士・作業療法士等による訪問看護 <small>（理学療法士等の訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりにさせる訪問であります）</small>	
<input type="checkbox"/> 特別管理加算	
（介護）	（医療）
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算	<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 緊急訪問看護加算
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算	<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算
<input type="checkbox"/> 初回加算	<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算	<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算
	<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算
	<input type="checkbox"/> 乳幼児加算（6歳未満）

年 月 日

利用者氏名

代理人氏名

（続柄 ）